

Toppa!WiMAX サービス契約約款

株式会社ハイホー

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 約款の揭示	1
第4条 用語の定義	1
第2章 利用契約	3
第5条 利用契約の単位	3
第6条 利用契約申し込みの方法	3
第7条 利用契約申し込みの承諾	3
第8条 最低利用期間	3
第9条 WiMAX 回線の追加	3
第10条 Toppa!WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出	3
第11条 利用契約に基づく権利の譲渡の禁止	4
第12条 Toppa!WiMAX 契約者の地位の承継	4
第13条 Toppa!WiMAX 契約者が行う利用契約の解除	4
第14条 当社が行う利用契約の解除	4
第3章 無線機器の利用	6
第15条 WiMAX 機器登録の請求	6
第16条 WiMAX 機器登録の廃止	6
第17条 WiMAX 機器への認証情報の書き込み	6
第18条 WiMAX 機器に異常がある場合等の検査	6
第19条 WiMAX 機器の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い	7
第20条 WiMAX 機器の電波法に基づく検査	7
第4章 利用中止	8
第21条 利用中止	8
第5章 通信	9
第23条 インターネット接続サービスの利用	9
第24条 通信の条件	9
第25条 通信利用の制限	9
第6章 料金等	11
第1節 料金及び工事に関する費用	11
第26条 料金及び工事に関する費用	11
第2節 料金等の支払義務	11
第27条 サービス利用料の支払義務	11
第28条 サービス利用料の日割り	11
第29条 契約解除料の支払義務	12
第30条 手続きに関する料金の支払義務	12
第31条 工事費の支払義務	12
第3節 料金等の計算及び支払い	12
第32条 料金の計算方法等	12
第33条 料金等の請求	12
第34条 料金等の支払い	13
第35条 料金等の臨時減免	13

第 3 6 条	期限の利益喪失	13
第 4 節	割増金及び延滞利息	14
第 3 7 条	割増金	14
第 3 8 条	延滞利息	14
第 5 節	端数処理	14
第 3 9 条	端数処理	14
第 7 章	保守	15
第 4 0 条	当社の維持責任	15
第 4 1 条	Toppa!WiMAX 契約者の維持責任	15
第 4 2 条	Toppa!WiMAX 契約者の切分責任	15
第 4 3 条	修理又は復旧	15
第 8 章	損害賠償	16
第 4 4 条	責任の制限	16
第 4 5 条	免責	16
第 9 章	付随サービス	17
第 4 6 条	支払明細書の発行	17
第 1 0 章	雑則	18
第 4 7 条	保証金	18
第 4 8 条	無線事業における利用の禁止	18
第 4 9 条	利用に係る Toppa!WiMAX 契約者の義務	18
第 5 0 条	他の電気通信事業者への通知	18
第 5 1 条	Toppa!WiMAX 契約者に係る情報の利用	18
第 5 2 条	海外サービスの利用	19
第 5 3 条	検査等のための WiMAX 機器の持ち込み	19
第 5 4 条	合意管轄裁判所	19
第 5 5 条	準拠法	19
別紙	各種プラン概要	20
料金表		21
第 1 表	Toppa!WiMAX サービスに関する料金	21
第 1	サービス利用料	21
第 2	契約解除料	21
第 3	預かり金	21
第 4	手続きに関する料金	22
第 2 表	工事費	22
別記		23
附則		25

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 当社は、当社が別途定める「Toppa!会員規約」に基づく個別サービスとして、この Toppa!WiMAX サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により Toppa!WiMAX サービスを提供します。
2. Toppa!WiMAX サービスの各種プランの内容については別紙に定めるものとします。
3. 本約款に定めのない事項は、UQ コミュニケーションズ株式会社が定める「UQ 通信サービス契約約款」の定めに従うものとします。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

第3条（約款の掲示）

当社は、本約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

第4条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、Toppa!WiMAX サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 WiMAX 基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
10 WiMAX 機器	WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線機器

1 1	UQ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
1 2	Toppa!WiMAX サービス	UQ通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備とToppa!WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
1 3	契約者回線	無線基地局設備とToppa!WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
1 4	WiMAX 回線	WiMAX 基地局設備との間に設定される契約者回線
1 5	利用契約	本約款に基づき当社からToppa!WiMAX サービスの提供を受ける資格を得るための契約
1 6	Toppa!WiMAX 契約者	当社と利用契約を締結している者
1 7	MACアドレス	WiMAX 機器ごとに定められている固有の番号
1 8	認証情報	Toppa!WiMAX サービスの提供に際してToppa!WiMAX 契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器の認証に使用するもの
1 9	料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
2 0	セッション	当社の電気通信設備においてWiMAX 機器に係るIPアドレスの割り当てを維持している状態
2 1	WiMAX サービス	当社のWiMAX 基地局設備を用いて当社又は他の電気通信事業者が提供する電気通信サービス
2 2	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 利用契約

第5条（利用契約の単位）

当社は、利用契約に係る1の申し込みごとに1の利用契約を締結します。この場合、Toppa!WiMAX契約者は、1の利用契約につき1人に限ります。

第6条（利用契約申し込みの方法）

1. 利用契約の申し込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社指定の提出先に提出していただきます。ただし、WEBエントリー（当社所定のWEBサイトを経由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。）により利用契約の申し込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。
2. 当社が、前項と異なる利用契約の申込方法を定めたときは、当該申込方法に従い、利用契約を申し込むことができるものとします。

第7条（利用契約申し込みの承諾）

1. 当社は、利用契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申し込みの承諾を延期することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - （1）利用契約の申し込みをした者がToppa!WiMAXサービス若しくはその他当社提供サービスに係る料金その他の債務（本約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - （2）前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
 - （3）利用契約の申し込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。
 - （4）利用契約の申し込みをした者が、Toppa!WiMAXサービスの利用を停止されたことがある又はToppa!WiMAXサービス若しくはその他当社提供サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - （5）第48条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - （6）第49条（利用に係るToppa!WiMAX契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - （7）利用契約の申し込みをした者に、Toppa!会員規約に定める会員資格がないと判明したとき。
 - （8）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
4. 当社は、Toppa!WiMAX契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき、又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、その他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第8条（最低利用期間）

利用契約には、その契約に基づいて当社がToppa!WiMAXサービスの提供を開始した日（以下「提供開始日」といいます。）の属する月（以下「提供開始月」といいます。）か

ら起算して24ヵ月間の最低利用期間があります。

第9条 (WiMAX回線の追加)

Toppa!WiMAX契約者は、追加で新たにWiMAX回線の提供を受けようとするときは、利用契約の申し込みを行っていただきます。

第10条 (Toppa!WiMAX契約者の氏名等の変更の届出)

1. Toppa!WiMAX契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号、メールアドレス又は請求書の送付先、または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更(クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます)をいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかにToppa!モバイルサポートセンターに電話にて届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. Toppa!WiMAX契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がそのToppa!WiMAX契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのToppa!WiMAX契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
4. Toppa!WiMAX契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
5. 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、本約款の規定によりToppa!WiMAX契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第11条 (利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

Toppa!WiMAX契約者が利用契約に基づいてToppa!WiMAXサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第12条 (Toppa!WiMAX契約者の地位の承継)

1. 相続又は法人の合併若しくは分割によりToppa!WiMAX契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、Toppa!モバイルサポートセンターに電話にて届け出ていただき、当社の指示に従い手続きを行なうものとします。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. Toppa!WiMAX契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第10条 (Toppa!WiMAX契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第13条 (Toppa!WiMAX契約者が行う利用契約の解約)

Toppa!WiMAX 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社指定の手順に従い、毎月末日までに当該解約手続きが完了したものについては当該月の末日に利用契約に解約があったものとしします。

第14条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、Toppa!WiMAX 契約者が次の各号の一つに該当し、当社の指定する期間内にそれを解消又は是正しない場合又は当社からの通知が Toppa!WiMAX 契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとしします。
 - ①支払期日を経過しても Toppa!WiMAX サービスの利用料金を支払わない場合。
 - ②Toppa!WiMAX サービスの利用料金の決済に用いる Toppa!WiMAX 契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
 - ③Toppa!WiMAX サービスの利用料金の決済に用いる Toppa!WiMAX 契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合。
 - ④Toppa!WiMAX 契約者に対する破産の申立があった場合、または Toppa!WiMAX 契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - ⑤本サービスの利用が別記3に定める禁止行為のいずれかに該当する場合。
 - ⑥Toppa!WiMAX 契約者が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または Toppa!WiMAX サービスの提供に係る時間を延伸する等、当社の業務遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
 - ⑦前各号のほかに本規約に違反した場合。
2. 当社は、Toppa!WiMAX 契約者が利用契約を締結した後になって第7条（利用契約申し込みの承諾）第3項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、ならびに当社と契約者との間の Toppa! の利用に関する契約が理由の如何を問わず終了した場合に、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとしします。
3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その Toppa!WiMAX 契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとしします。但し、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
4. 当社は、前各項に基づき、Toppa!WiMAX 契約者との利用契約が解約に至った場合、解約理由を解消または是正した場合であっても Toppa!WiMAX サービスの復旧または再申込みを受けないことができるものとしします。

第3章 無線機器の利用

第15条 (WiMAX 機器登録の請求)

1. Toppa!WiMAX 契約者は、そのWiMAX 回線にWiMAX 機器（当社に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びToppa!WiMAXサービスのWiMAX回線に接続することができるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、そのMACアドレスの登録（以下「WiMAX 機器登録」といいます。）の請求をしていただきます。
2. 当社は、次のWiMAX 機器について、前項の請求を拒むことができるものとします。
 - （1）その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないもの。
 - （2）その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するもの。
 - （3）その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの。
3. 前項の規定によるほか、Toppa!WiMAX 契約者は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX 機器登録を行うことができません。
 - （1）1の利用契約についてWiMAX 機器登録の数が同時に3以上となるとき。
 - （2）そのMACアドレスがいずれかのWiMAX サービスに係る契約に基づき登録されているものであるとき（その登録を第三者が行っているときを含みます。）。

第16条 (WiMAX 機器登録の廃止)

当社は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX 機器登録を廃止します。

- （1）利用契約の解除があったとき。
- （2）Toppa!WiMAX 契約者から廃止の請求があったとき。
- （3）その他当社が必要と判断したとき。

第17条 (WiMAX 機器への認証情報の書込み)

当社は、WiMAX 機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、そのWiMAX 機器にWiMAX 基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのWiMAX 機器への認証情報の書き込みを行うものとします。ただし、そのWiMAX 機器がWiMAX 基地局設備からの電波を受けることができない区域に在圏している場合、その他当社の業務上又は技術上の都合等により、認証情報の書き込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

第18条 (WiMAX 機器に異常がある場合等の検査)

1. 当社は、WiMAX 機器登録されているWiMAX 機器に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、Toppa!WiMAX 契約者に、そのWiMAX 機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、Toppa!WiMAX 契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
2. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
3. 当社は、第1項の検査を行った結果、WiMAX 機器が技術基準等に適合していると認められないときは、そのWiMAX 機器登録を廃止します。

第19条 (WiMAX 機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

1. Toppa!WiMAX 契約者は、WiMAX 機器登録されている WiMAX 機器について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その WiMAX 機器の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、Toppa!WiMAX 契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
3. 当社は、前項の検査等の結果、WiMAX 機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その WiMAX 機器登録を廃止します。

第 20 条（WiMAX 機器の電波法に基づく検査）

前条に規定する検査のほか、WiMAX 機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

第4章 利用中止

第21条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、Toppa!WiMAX サービスの利用を中止することがあります。
 - （1）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - （2）第25条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
2. 当社は、前項の規定により Toppa!WiMAX サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその Toppa!WiMAX 契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 通信

第22条（インターネット接続サービスの利用）

1. Toppa!WiMAX 契約者は、インターネット接続サービス（Toppa!WiMAX サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第23条（通信の条件）

1. 当社は、Toppa!WiMAX サービスを利用できる区域について、当社の指定するWEBサイトに掲示するものとします。
ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
3. Toppa!WiMAX サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
4. Toppa!WiMAX サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
5. Toppa!WiMAX 契約者は、1の利用契約において、同時に2以上のWiMAX 機器による通信を行うことはできません。
6. 当社は、1の無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符合を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。
7. 電波状況等により、Toppa!WiMAX サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第24条（通信利用の制限）

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記2の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第25条（料金及び工事に関する費用）

1. Toppa!WiMAX サービスの料金は、料金表第1表（Toppa!WiMAX サービスに関する料金）に規定するサービス利用料、契約解除料、事務手数料、預かり金、手続きに関する料金、窓口支払手数料及び督促手数料とします。
2. Toppa!WiMAX サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

第26条（サービス利用料の支払義務）

1. Toppa!WiMAX 契約者は、その利用契約に係る提供開始日から起算して利用契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）までの期間について、料金表第1表第1（サービス利用料）に規定するサービス利用料の支払いを要します。
ただし、本約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等により Toppa!WiMAX サービスを利用することができない状態が生じたときのサービス利用料の支払いは、次によります。
 - （1）Toppa!WiMAX 契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中のサービス利用料の支払いを要します。
 - （2）Toppa!WiMAX 契約者は、次の場合を除き、Toppa!WiMAX サービスを利用できなかった期間中のサービス利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
Toppa!WiMAX 契約者の責めによらない理由によりその利用契約に係る全ての WiMAX 回線を全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	左記を当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するサービス利用料

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第27条（サービス利用料の日割り）

当社は、次の場合は、サービス利用料をその利用日数に応じて日割りします。

- （1）提供開始月のサービス利用料。なお、提供開始月中に解約した場合のサービス利用料は、提供開始日から提供開始日の属する月末日までの日割りとなります。ただし、提供終了日が属する月のサービス利用料は、日割り計算いたしませんのでご注意ください。
 - （2）料金月の起算日以外の日にサービス利用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後のサービス利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - （3）第27条（サービス利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - （4）第32条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。
2. 前項第1号から第4号までの規定によるサービス利用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第27条（サービス利用料の支払義務）第2項第3号の表

に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3. 第1項第4号の規定によるサービス利用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

第28条（契約解除料の支払義務）

Toppa!WiMAX 契約者は、最低利用期間中に利用契約の解除があったときは、料金表第1表第2（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

第29条（手続きに関する料金の支払義務）

1. Toppa!WiMAX 契約者は、Toppa!WiMAX サービスに係る契約の申し込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第4（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2. 契約者は、1の利用契約において、その料金月の登録機器（料金月内のいずれかの時点において無線機器登録が行われていた無線機器をいいます。以下同じとします）の総数が2以上であったときは、その総数から1を減じて得た数に応じて、料金表第1表第4（手続きに関する料金）に規定するWiMAX 機器登録料およびWiMAX 機器追加料の支払いを要します。
3. WiMAX 機器登録料およびWiMAX 機器追加料については、日割計算はしないものとします。

第30条（工事費の支払義務）

1. Toppa!WiMAX 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。
ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取り消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、Toppa!WiMAX 契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

第31条（料金の計算方法等）

1. 当社は、Toppa!WiMAX 契約者がその利用契約に基づき支払う料金のうち、サービス利用料は、料金月に従って計算するものとします。
ただし、本約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
3. 料金の計算は、料金表に規定する金額により行います。

第32条（料金等の請求）

当社は、当社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

第33条（料金等の支払い）

1. Toppa!WiMAX 契約者の利用契約に係る料金等の支払方法は、当社指定の支払方法とさせていただきます。
2. Toppa!WiMAX 契約者は、Toppa!WiMAX 契約者の利用契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

第34条（料金等の臨時減免）

1. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
2. 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第35条（期限の利益喪失）

次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、Toppa!WiMAX 契約者は、本約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) Toppa!WiMAX 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
 - (2) Toppa!WiMAX 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申し立てがあったとき。
 - (3) Toppa!WiMAX 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) Toppa!WiMAX 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申し立てがあったとき又は仮差し押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) Toppa!WiMAX 契約者の所在が不明であるとき。
 - (6) Toppa!WiMAX 契約者が預託金を預け入れないとき。
 - (7) その他 Toppa!WiMAX 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
2. Toppa!WiMAX 契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにToppa!モバイルサポートセンターに通知していただきます。

第4節 割増金及び延滞利息

第36条（割増金）

Toppa!WiMAX 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第37条（延滞利息）

Toppa!WiMAX 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5節 端数処理

第38条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、本約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第7章 保守

第39条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

第40条（Toppa!WiMAX 契約者の維持責任）

1. Toppa!WiMAX 契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
2. 前項の規定のほか、Toppa!WiMAX 契約者は、無線機器を無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

第41条（Toppa!WiMAX 契約者の切分責任）

Toppa!WiMAX 契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

第42条（修理又は復旧）

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第8章 損害賠償

第43条（責任の制限）

1. 当社は、利用契約に基づき Toppa!WiMAX サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その利用契約に係る全ての WiMAX 回線が全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その Toppa!WiMAX 契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、その利用契約に係る全ての WiMAX 回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその Toppa!WiMAX サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
（1）料金表第1表第1（サービス利用料）に規定する料金
3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第28条（サービス利用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。
4. 当社は、Toppa!WiMAX サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

第44条（免責）

1. 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
2. 当社は、Toppa!WiMAX サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、Toppa!WiMAX 契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第9章 付随サービス

第45条（支払明細書の発行）

当社は、Toppa!WiMAX 契約者から請求があったときに限り、支払明細書（そのToppa!WiMAX 契約者に係る料金その他の債務の明細をいいます。以下同じとします。）を発行します。

第10章 雑則

第46条（保証金）

1. Toppa!WiMAX 契約者は、次の場合には、本サービスの利用に先立って保証金を預け入れていただくことがあります。
 - (1) 利用契約の申し込みの承諾に必要と当社が判断したとき。
 - (2) その他当社が必要と判断したとき。
2. 保証金の額は、1 利用契約あたり当社が別途定める額とします。
3. 保証金については、無利息とします。
4. Toppa!WiMAX 契約者は、契約期間中と終了後とを問わず、保証金をもって当社に対する債務との相殺を主張し得ないものとします。
5. Toppa!WiMAX 契約者は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は自己もしくは第三者の債務の担保の用に供してはならないものとします。
6. 当社は、Toppa!WiMAX 契約者の利用契約の解除等、保証金を預け入れた事由が解消した場合には、当該利用契約に係る保証金を Toppa!WiMAX 契約者に返還します。
7. 当社は、保証金を返還する場合に、Toppa!WiMAX 契約者がその利用契約に基づき当社に支払うべき額があるときは、保証金をその額に充当し、なお残額がある場合、当該残額を Toppa!WiMAX 契約者に返還するものとします。

第47条（無線事業における利用の禁止）

Toppa!WiMAX 契約者は、この約款により提供を受ける Toppa!WiMAX サービスについて、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

第48条（利用に係る Toppa!WiMAX 契約者の義務）

1. Toppa!WiMAX 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) WiMAX 機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は WiMAX 機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が WiMAX 機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で Toppa!WiMAX サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
2. Toppa!WiMAX 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第49条（他の電気通信事業者への通知）

Toppa!WiMAX 契約者は、第 13 条（Toppa!WiMAX 契約者が行う利用契約の解除）又は第 14 条（当社が行う利用契約の解除）の規定に基づき利用契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記 4 に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払い状況等の情報（Toppa!WiMAX 契約者を特定するために必要なもの及び支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 50 条（Toppa!WiMAX 契約者に係る情報の利用）

1. 当社は、Toppa!WiMAX 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（Toppa!WiMAX 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。
2. 当社は、以下（1）に定める目的のため、当社が指定する契約（以下、「対象契約」といいます）の Toppa!WiMAX 契約者（申込者含む）に関する個人情報を、当社が加盟する個人情報機関（以下、「加盟個人情報機関」といいます）ならびに、与信業務等に関して提携する企業（以下、「提携企業」といい、加盟個人情報機関と提携企業をあわせて「加盟個人情報機関等」といいます）に、契約者が当社に登録している情報を提供する場合があります。
 - （1）目的
 - （ア）Toppa!WiMAX 契約者の対象契約に関する契約および継続可否審査
 - （イ）Toppa!WiMAX 契約者の対象契約に関する代金の支払能力調査
3. 前項に定める他、Toppa!WiMAX サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第 51 条（海外サービスの利用）

1. Toppa!WiMAX 契約者は、当社が別に定める WiMAX 機器を利用している場合であって、別記 5 に定める海外事業者がその WiMAX 機器について海外サービス（海外事業者がその WiMAX 機器との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスのうち、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）の提供に必要な MAC アドレスの登録をあらかじめ当社からの通知に基づき完了しているときは、その海外事業者に対し、海外サービスの利用に係る申し込みを行うことができます。
2. Toppa!WiMAX 契約者は、WiMAX 機器登録がなされた WiMAX 機器について、当社の定めた周期に基づき前項の海外事業者はその MAC アドレスを通知することにあらかじめ同意するものとします。
3. 当社は、前項の通知の到達遅延又は不到達により生じた損害については、当社の故意又は重大な過失により生じたものを除き、その一切の責任を負わないものとします。
4. Toppa!WiMAX 契約者は、自己と海外事業者との間で締結した契約に基づき海外サービスを利用するものとし、当社は、海外サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

第 52 条（検査等のための WiMAX 機器の持込み）

Toppa!WiMAX 契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- （1）第 15 条（WiMAX 機器登録の請求）から第 20 条（WiMAX 機器の電波法に基づく検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。
- （2）その他当社が必要と認めるとき。

第53条（合意管轄裁判所）

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第54条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

別紙

各種プラン概要

- 1 Toppa!WiMAX データプラン (W) フラット
契約月を1ヵ月目とする24ヵ月間の継続利用を前提とした月額定額で、Toppa!WiMAX がご利用いただけるプランです。
- 2 Toppa!WiMAX データプラン (W) フラットバリューONE
契約月を1ヵ月目とする24ヵ月間の継続利用を前提とし、Toppa!WiMAX の利用と24ヵ月間の継続利用後の所有権の譲渡を前提とした当社指定のパソコン等をレンタル提供するプランです。なお、プラン詳細は付記「Toppa!WiMAX データプラン (W) フラットバリューONE プラン」付属約款をご参照ください。
- 3 Toppa!WiMAX データプラン (W) フラットまとめてパック
契約月を1ヵ月目とする24ヵ月間の継続利用を前提とし、Toppa!WiMAX の利用と当社の指定するパソコン等の譲渡を、一体としてご提供するプランです。なお、プラン詳細は付記「Toppa!WiMAX データプラン (W) フラットまとめてパック」付属約款をご参照ください。
- 4 Toppa!WiMAX データプラン (W) フラット Standard パック
Toppa!WiMAX 契約者が当社指定の機器の購入と同時に、当該パックに申込み、かつ、当該パックの24ヵ月間の継続利用するお約束で、長期契約割引が適用される契約です。長期契約割引額は、別途当社が定める金額を上限として、契約者が当社に対して支払う料金(移動無線装置(ルーター)代金、当社指定の機器代金を含む)からの割引となります
尚、Toppa!WiMAX データプラン (W) フラット Standard パックの最低利用期間は、契約月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。
- 5 Toppa!WiMAX データプラン (W) フラット Middle パック
Toppa!WiMAX 契約者が当社指定の機器の購入と同時に、当該パックに申込み、かつ、当該パックの24ヵ月間の継続利用するお約束で、長期契約割引が適用される契約です。長期契約割引額は、別途当社が定める金額を上限として、契約者が当社に対して支払う料金(移動無線装置(ルーター)代金、当社指定の機器代金を含む)からの割引となります
尚、Toppa!WiMAX データプラン (W) フラット Middle パックの最低利用期間は、契約月を1ヵ月目とする24ヵ月目の末日までとなります。

料金表

第1表 Toppa!WiMAX サービスに関する料金

第1 サービス利用料

1 サービス利用料

サービス利用料は、次のとおりとします。

1 利用契約ごとに月額

サービス利用料	金額（税抜）
Toppa!WiMAX データプラン（W）フラット	金 3, 6 9 6 円
Toppa!WiMAX データプラン（W）フラットバリューONE	金 5, 5 8 1 円（※1）（※2）
Toppa!WiMAX データプラン（W）フラット まとめてパック	金 5, 2 8 6 円（※1）（※3）
Toppa!WiMAX データプラン（W）フラット Standard パック	金 4, 6 4 8 円（※1）
Toppa!WiMAX データプラン（W）フラット Middle パック	金 4, 4 5 8 円（※1）

※1 提供開始月を1ヵ月目とする25ヵ月目（以下「移行月」といいます。）の25日まで
に当社所定の手続きに従い、契約者から更新拒絶の意思がない場合には、自動的に
「Toppa!WiMAX データプラン（W）フラット」へ移行されるものとします。

尚、移行月の1日から25日までになされた解約については、契約解除量が発生しない
ものとします。

※2 当社指定のPCにご指定いただいた場合のサービス利用料になります。なお、当社
が指定するPCは、（<http://toppa.excite.co.jp/>）掲載のPCとなります。

※3 契約者は、PCの種類に応じて、申込書又は重要事項説明書等にて当社が定める頭
金を当社に支払うものとします。

第2 契約解除料（税抜）

1 Toppa!WiMAX データプラン（W）フラット

1 利用契約ごとに

区 分	金額
契約解除料	金 9, 1 4 3 円

2 Toppa!WiMAX データプラン（W）フラットバリューONE

1 利用契約ごとに

利用期間	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	46,858円	45,286円	43,715円	42,143円	40,572円	39,000円	37,429円	35,858円
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目
契約解除料	34,286円	32,715円	31,143円	29,572円	28,000円	26,429円	24,858円	23,286円
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
契約解除料	21,715円	20,143円	18,572円	17,000円	15,429円	13,858円	12,286円	10,715円

3 Toppa!WiMAX データプラン (W) フラットまとめてパック

1 利用契約ごとに

利用期間	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	46,381円	44,762円	43,143円	41,524円	39,905円	38,286円	36,667円	35,048円
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目
契約解除料	33,429円	31,810円	30,191円	28,572円	26,953円	25,334円	23,715円	22,096円
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
契約解除料	20,477円	18,858円	17,239円	15,620円	14,000円	12,381円	10,762円	9,143円

4 Toppa!WiMAX データプラン (W) フラット Standard パック

1 利用契約ごとに

利用期間	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	32,000円	31,048円	30,096円	29,143円	28,191円	27,239円	26,286円	25,334円
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目
契約解除料	24,381円	23,429円	22,477円	21,524円	20,572円	19,620円	18,667円	17,715円
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
契約解除料	16,762円	15,810円	14,858円	13,905円	12,953円	12,000円	11,048円	10,096円

5 Toppa!WiMAX データプラン (W) フラット Middle パック

1 利用契約ごとに

利用期間	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	27,429円	26,667円	25,905円	25,143円	24,381円	23,620円	22,858円	22,096円
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目
契約解除料	21,334円	20,572円	19,810円	19,048円	18,286円	17,524円	16,762円	16,000円
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
契約解除料	15,239円	14,477円	13,715円	12,953円	12,191円	11,429円	10,667円	9,905円

※ (全プラン共通)

提供開始月を1ヵ月目とした最低利用期間(24ヵ月目まで)後の25ヵ月目以降にご解約の場合は、契約解除料は発生しないものとします。

第3 預かり金

Toppa!WiMAX データプラン (W) フラットバリューONE をお申し込みの際に、預かり金をお支払いただきます。Toppa!WiMAX データプラン (W) フラットバリューONE を提供開始月から24ヵ月間ご利用いただいた場合、預かり金の譲渡をもってレンタル商品の所有権を移転します。

1 利用契約ごとに

区 分	金額（税抜）
Toppa!WiMAX データプラン（W）フラットバリュー ONE プラン	金 9 6 円

第 4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 30 条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用							
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>利用契約の申し込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>WiMAX 機器登録料</td> <td>利用契約に係る WiMAX 機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	登録料	利用契約の申し込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	WiMAX 機器登録料	利用契約に係る WiMAX 機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	区 分	内 容					
登録料	利用契約の申し込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
WiMAX 機器登録料	利用契約に係る WiMAX 機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

2 料金額

区 分	単 位	金額（税抜）
登録料及び WiMAX 機器登録料	1 利用契約ごとに	金 3, 0 0 0 円
WiMAX 機器登録料	1 台あたり	1 0 0 円
WiMAX 機器追加料	1 台あたり	月額 1 9 1 円

第 2 表 工事費

区 分	料金額
工事費	別に算定する実費

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

2 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) 利用契約の申込みにあたって虚偽の事項を記載する行為
- (16) 利用契約に基づき使用する機器を第三者に売却、貸与、譲渡する等の行為
- (17) 営利目的で事故が営む事業に利用する行為
- (18) その他法令に違反する行為

(19) (1) から (18) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

4 Toppa!WiMAX 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
イー・アクセス株式会社、株式会社インフォニックス、株式会社ウィルコム、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び株式会社ラネット

5 海外サービスを提供する海外事業者

海外事業者
クリアーワイヤレス LLC (Clear Wireless LLC)

附則

(実施時期)

制定日： 2012年4月1日

改定日： 2012年5月10日

改定日： 2012年6月1日

改定日： 2012年7月1日

改定日： 2012年10月1日

改定日： 2012年11月27日

改定日： 2012年12月15日

改定日： 2013年2月18日

改定日： 2014年4月1日

改定日： 2014年6月19日

改定日： 2018年7月27日

改定日： 2019年6月1日